

国際保健規則(2005)合同外部評価書における提言事項

	提言（仮訳）
エグゼクティブ・サマリー	日本は、他省庁との事案発生時のコミュニケーションに関する標準業務手順(SOP)の改善、週7日、24時間体制で執務するIHR担当官システムの強化、人的資源の拡大を通じてIHRのフォーカル・ポイント (IHR NFP)の機能にさらに焦点をあてて強化することを考慮しうる。
	日本はすでに公衆衛生的危機の発生時に、迅速に対策本部を設置し拡張することができる体制を構築しているが、現行の個別部局では対応できないような危機も含めたオールハザードな危機対応調整を行う事ができる専属チームを有した永続的で適切に人材・予算が担保された、危機管理センター(EOC)を厚生労働省内に設ける事が有益になりうる。
	日本は、公衆衛生危機対応やJEEのようなIHR (2005)実施のモニタリング・評価において、既に異なる部門間の連携体制を確立しているが、そのプロセスを文書化し明文化することで現存の連携体制を更に強化できる。また、人獣共通感染症など、分野横断的な健康ハザードに関して合同シミュレーション訓練を行うことで、多分野の連携システムを更に試行・強化しうる。
	リスクコミュニケーションにおける連携体制を戦略的に評価・検討し、戦略的枠組み構築やメッセージの一貫性の担保、リスクコミュニケーション専属担当者の訓練を含め、既存の構造の強化を図ることを提案する。中央から地域レベルに至るまでステークホルダーのマッピングを行い、対象を絞った情報発信に向けて様々な受け手のリスクの認知の仕方を理解するために戦略的アプローチを応用することは、リスクコミュニケーションにおいてより望ましい結果を得ることに貢献しうる。
P1 国内の法令、政策および資金	日本は、公衆衛生危機の備えと対応に関して訓練された専門家を幅広く擁しているが、国の関連機関や施設の職員を含めた公衆衛生従事者を更に最適化すべく、国全体での体系的な戦略を持つことを検討することを提案する。これには、特に地域レベルの公衆衛生従事者向けの実地疫学専門家養成コース(FETP Japan)を通じた対応能力強化や、低・中所得国に対するFETPの支援強化を継続することも含まれる。
	既存の政策基盤の下で公式の調整メカニズムを形成することを通じて他省庁の技術系部局と連携し、あらゆる健康への脅威に対するオペレーション計画を策定・調整し、健康危機管理・災害対策室の能力を強化すること。
P2 IHRの調整、連絡およびアドボカシー	IHR(2005)の履行を含め、危機への備えの強固な枠組みを確保するための仕組みの見直しと整備を行う努力を継続すること。
	シミュレーション訓練や実際に起きた事態の事後振り返りからの教訓を元に、他省庁との事態に関するコミュニケーションのための標準作業手順 (SOP) の改善を通じ、IHR NFP機能の強化と改善を行い、人材資源の対応能力を増強するとともに、IHR担当者の24時間365日対応機能の強化を考慮すること。
P3 薬剤耐性	すでに実施されているプロセスを文書化することにより、既存の部門間協調メカニズム、特にIHRのモニタリングと評価（年次報告書、JEE、シミュレーション演習、事後振り返りを含む）に関連するセクター間の調整メカニズム及び国家災害管理システムとの連携を含む公衆衛生緊急時対応を強化すること。
	小規模な医療機関、外来診療所、専門介護施設を含む抗微生物薬の適正使用に関する包括的な調査を検討すること。
	感染予防の実践を強化するための運用研究と技術支援を促進するために、院内感染予防対策の専門家の包括的なネットワークの構築を検討すること。
P4 動物由来感染症	現在の動向調査システムを強化して、200床未満の病院、外来診療所、および専門介護施設の病院からのデータを含めることを検討すること。
	ヒトと農業部門におけるAMRの傾向の比較を改善するために、病原体と臨床検査方法の調和の強化を検討すること。
	厚生労働省と農林水産省（それぞれ国立感染症研究所と動物衛生研究所（農研機構動物衛生研究部門））との間で合意された重要な人獣共通感染症に関してサーベイランスと情報および検体の適時共有に関する調整を強化すること。
	ヒトおよび動物の衛生部門の獣医師に対して人獣共通感染症に対する生涯教育計画と共同訓練を開発すること。
P5 食品安全	鳥インフルエンザ/パンデミック・インフルエンザや狂犬病に対する予防と対応策を構築し、さらにOne Healthアプローチを通してSFTSのような新興人獣共通感染症への拡大を検討すること。
	厚生労働省と農林水産省の間で合意された告示等を通じて、食中毒の発生時や違反食品の流通時には公衆衛生部門と畜産あるいは動物衛生部門は、（原因の追及と被害拡大防止のため）共同/調整された対応と連携による原因追跡の強化を継続的に実施すること。
	地方自治体の公衆衛生および動物衛生行政並びに民間事業者（農家/生産事業者、加工業者、食品小売業者）は協議会や定期的な情報交換を通じて、継続的に連携を強化すること。
P6 バイオセーフティとバイオセキュリティ	食品安全事故や緊急事態管理に対する国民の信頼に貢献するためにリスクコミュニケーションを強化すること。
	ポリオウイルスなどの4種病原体を所持する施設の実験室の査察の実施等、これらの施設のバイオセーフティとバイオセキュリティを強化すること。
	3種、4種病原体等を保有する全ての研究所の研修およびカリキュラム基準の要件を確立し、確実に履行すること。
P7 予防接種	デュアルユース性のある病原体の研究に対する監督メカニズムの確立を検討すること。
	外国人などのマイノリティ人口グループを含むすべての自治体（接種率の少ない地域に特に注意を払う）での定期的な予防接種の予防接種率を引き続き改善すること
	予防接種率のデータ品質を定期的に監視するためのシステムを実装すること。
D1 国内検査システム	全国レベルでの予防接種率のリアルタイムモニタリングのための予防接種登録システムを導入することを検討すること。
	包括的な国立研究所の品質標準マニュアルを作成し、確実に実施し、全国のラボネットワークを調整し管理するための監督制度を確立すること。
	公衆衛生ラボの感染性病原体に対する包括的なEQA(外部品質アセスメント：External Quality Assessment)システムを確立し導入すること。
	国のラボ品質基準の中央から地方に至るあらゆる公衆衛生ラボレベルへの履行を確保すること。

D2 リアルタイム・サーベイランス	公衆衛生緊急事態への長期にわたる対応の際、日常的なサーベイランスとリスク評価機能が損なわれないように、国立感染症研究所と他の研究機関間の協力を強化すること。
	NESIDの動向調査システムにおける解析能力とデータの視覚化機能の更なる強化を考慮すること。
	公衆衛生上のリーダーシップのための最適な状況認識と意思決定を確実にするために、リスクアセスメントの方法とプロトコルの強化を考慮すること。
	NESIDの動向調査システムの強力な検査能力を考慮して、日本の症候群サーベイランスシステムの目的の評価・レビューを考慮すること。
D3 報告	あらゆるハザードによる公衆衛生事案や緊急事態に対処する情報収集、分析、報告のための既存のメカニズムをさらに強化すること。
	新型インフルエンザなどの新興感染症、その他の公衆衛生事案や緊急事態の情報共有メカニズムをテストするための定期的な訓練を継続すること。
D4 要員育成	特に地方レベルで働く人材を増やすなど、日本のFETPによるキャパシティ・ビルディングを拡大するとともに、低中所得国でのFETPの支援を強化し続けること。
	国際的な取り組みを支援するための派遣戦略を含め、FETP Japanなど、すべての公衆衛生専門家のトレーニングに関する全国的な戦略を立て、その実施を促進すること。
R1 準備態勢	定期的に更新される国家の公衆衛生リスクプロファイルと、既存のリスクアセスメントに基づいて構築された優先度の高い脅威と新興の脅威に対するマッピングされたリソースを照合することを検討すること。
	開発、訓練、レビュー、改訂のプログラムを通じて緊急時対応計画を更新し続けること。
	いくつかの緊急事態対応訓練のために、公共部門と民間部門を共に含む社会全体によるアプローチを採用することを検討すること。
R2 緊急時対応活動	インシデントマネジメントシステム概念を含むあらゆるハザードを調整し、カバーする専任のチームを置いて、厚生労働省に永続的かつ適切に資源を配置した危機管理センター（EOC）を設立することを検討すること。
	主要な運用計画において、対応の拡張レベル、各レベルに必要な資源、必要に応じて追加資源を取得する場合の手順を記述すること。
	ケースマネジメントガイドラインの開発、定期的な見直し、更新のためのシステムを実装すること。
R3 公衆衛生当局とセキュリティ当局の連携	セキュリティ当局と厚生労働省との連絡や情報交換の強化を検討すること。
	機密情報の情報共有メカニズムを検討し、厚生労働省が定期的な（機密情報の）受領者となり、政府の情報共有文書に貢献できるようにすること。
R4 対抗医薬品と要員展開	危機対応医薬品、公衆衛生および医療従事者の派遣・受入れのための既存の国家的枠組み、計画、調整メカニズムを強化し続けること。
	アウトブレイクと緊急事態への地域的および世界規模の対応を支援するための訓練された公衆衛生要員の国際的展開を強化し、新たに開発された緊急医療チームと公衆衛生要員を受け入れるための手順をテストするためのシミュレーション訓練を実施すること。
R5 リスク・コミュニケーション	既存の構造を強化してリスクコミュニケーションの調整メカニズムの戦略的レビューを実施し、リスクコミュニケーションに特化した専任の人員の訓練を行うとともに、コミュニケーションメッセージの戦略的枠組みと、一貫性を確保すること。
	より強固で拡張可能なコミュニティの動員を構築するため、中央から地方レベルへの関係者マッピングを構築し、多様な受け手のリスク認識を把握するための体系的アプローチを適用すること。
	コミュニケーションのギャップを埋め、噂、誤報、偽のニュースに対処するために、現場の感情を評価して分析するための、先を見越した情報聴取システムを改善し、構築する。
PoE 入域地点	入域地点(PoE)における措置の有効性に関する科学的評価を引き続き実施すること。
	PoEで人的資源を合理化する機会を検討する。
	必要に応じた出国者に対する対策の役割を含め、高度に結びついた世界での健康安全保障におけるPoEの新しい役割を検討する。
CE 化学物質に関する事象	国のシミュレーション訓練を通じて、現在の運用計画と省庁間調整の有効性を検討し、国および地方自治体の化学危機対応の調整方法を検討すること。
	汚染の広がりを制限するための即時の事象アセスメントと対応機能の全体的な有効性を改善するために、県と地域の対応者を含む訓練を開発すること。
	情報システムの利用と近代化を促進し、長期的および/または大規模な化学事案対応の間の追加資源へのアクセスを計画するための資源ニーズを決定するために、日本中毒情報センターを再評価する方法を検討すること。
RE 核・放射線に関する緊急事態	地域コミュニティの最大の参画を確保するために、既存の原子力および放射線安全プログラムの拡大や強化を継続すること。
	すべての原子力発電所の周辺で一貫した医学的対応を確実なものとするために、原子力災害拠点病院の設置が必要であり、それを実現するためにすべての原子力施設立地の道府県に対する原子力災害拠点病院の設置に関するインセンティブおよび/またはより強い要件を考慮すること。